平成２８年（フ）第７５５号
広島市安芸区矢野町4200番地
破産者　森本　晋治
1　破産債権の届出期間　平成29年３月16日まで
2　一般調査期日　平成29年４月18日午後１時30分
平成29年２月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５７号
札幌市厚別区厚別中央５条５丁目５番１－206号
破産者　太田知与比
1　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
2　一般調査期日　平成29年４月26日午後２時
平成29年２月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４４号
埼玉県川口市青木１丁目21番37号
破産者　阿部富美子
1　破産債権の届出期間　平成29年３月31日まで
2　一般調査期日　平成29年５月15日午後２時45分
平成29年２月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１６号
新潟市東区豊１丁目11番55号
清算株式会社　エヌメック東日本株式会社
代表清算人　明石　一秀
同　藤野　高弘
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権額の決定
⑴ア　新潟縣信用組合の協定債権額は、清算株式会社の同組合に対する借入金元本残額から今後相殺することが可能となる清算株式会社の同組合に対する出資金返還請求権金50万円を控除した額とする。
イ　新潟縣信用組合は、清算株式会社の同組合に対する借入金元本残額と清算株式会社の同組合に対する出資金返還請求権金50万円が相殺適状となった時点において、両債権を相殺することができる。
⑵　新潟縣信用組合以外の各協定債権者の協定債権額は、清算株式会社の各協定債権者に対する借入金元本残額とする。
2　協定債権の弁済
清算株式会社は、協定債権につき、本協定認可決定確定後１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
3　残債務の免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額並びに各協定債権及び第１項⑴により相殺される清算株式会社の新潟縣信用組合に対する借入金元本から生じた遅延損害金につき、その債務を免除する。
4　第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
6　割合弁済の結果生じる１未満の端数は切り捨てる。
以上
新潟地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第２５号
東京都港区虎ノ門１丁目７番６号
再生債務者　日本リゾーツ株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成28年12月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年４月11日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年４月３日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年３月28日
平成29年２月13日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷776番地
クリオ毛呂山壱番館114号
再生債務者　竹内　怜美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月17日から平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２２４号
千葉県浦安市北栄４丁目13番18号
再生債務者　池末　健
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月17日から平成29年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２２７号
千葉県市川市曽谷４丁目20番９号
再生債務者　国谷　健太
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月17日から平成29年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１０号
千葉県船橋市栄町１丁目14番25号
再生債務者　石川　郁弘
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月17日から平成29年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目15番地７
再生債務者　高橋　義弘
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月21日から平成29年３月28日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（再イ）第５８号
千葉県印西市戸神台２丁目１番地４棟730号
再生債務者　大橋伊佐男
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月21日から平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第１３号
名古屋市中川区伏屋１丁目910番地　ダイアパレス伏屋参番館401号
再生債務者　渡邉　栄二
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月13日から平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第９０号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目１番26号
再生債務者　中尾　道生
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月13日から平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第２７号
札幌市豊平区水車町８丁目３番12号　郵政宿舎Ｂ－201号
再生債務者　三澤　真吾
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月７日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月21日から平成29年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部